

～那覇軍港の将来のまちづくりに向けて～

発行：那覇市 まちなみ共創部 技術総務課 那覇軍港跡地利用推進室

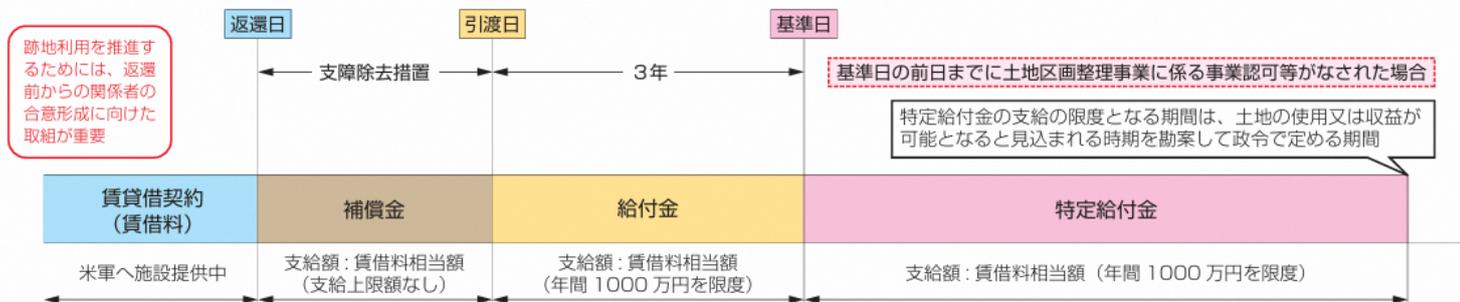
那覇市におきましては、那覇軍港地権者の皆さまを対象に「がじゃんびら通信」を発行し、那覇軍港の将来のまちづくりに関する情報を発信しております。

今回は、給付金制度や返還後の支障除去措置に関する県内事例と、次世代の会の今年度の活動（別紙）をご紹介します。

給付金制度について

地権者への賃借料の支給は、返還後も一定期間において、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、補償金（第11条）、給付金（第10条）、特定給付金（第29条）（以下「給付金等」）として、支給されることとなっています。

土地の管理者は、「返還日から引渡日まで」は国、「引渡日から基準日まで」は地権者となりますが、給付金等の支給は、土地の所有者等が引き渡し後も引き続き土地の使用・収益をしていないことが前提となっています。「土地の使用・収益をしていない」とは、土地を使用もしておらず、土地による収入も得ていない場合を指します。土地の貸借、売買、譲渡した場合や所有者が農地や宅地等として土地を使用した場合等は、「使用せず、かつ、収益していない」には当たらないため、給付金等は支給されません。



沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(関連箇所抜粋)

第二章 返還実施計画等(支障除去措置の実施期間中の補償金)

第十一条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、その返還を受けた日(返還日)後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に対し、補償金を支払うものとする。

第二章 返還実施計画等(給付金の支給)

第十条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日(引渡日)以後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

第六章 特定給付金の支給

第二十九条 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。

返還後の支障除去措置について（事例紹介）

県内の駐留軍用地返還地区の事例として、ここではキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区（約51ha）において、返還日から支障除去が完了するまでの流れについてご紹介いたします。

平成27年に返還された西普天間住宅地区は、3年かけて国（沖縄防衛局）が支障除去措置を実施し、平成29年度に支障除去が完了し土地を引渡しました。

支障除去とは、返還後に国が調査をし、土地所有者へ引き渡す前に土地を利用する上で支障となる物件等を除去する措置です。具体的には、土地に定着する物件の除却並びに土壤汚染対策法等に規定する土壤汚染の状況、水質汚濁防止法等に規定する水質汚濁の状況、不発弾その他の火薬類の有無、廃棄物の有無の調査及び除去が行われます。

西普天間住宅地区における支障除去措置の流れ

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資料等調査		資料等調査	返還 (H27.3.31)		引渡し (H30.3.31)
物件撤去		調査・設計		建物等解体工事	
土壤汚染調査・処理			概況調査	詳細調査	処理工事
不発弾探査		地質調査		探査	
廃棄物探査・処分				探査	処理工事

返還日と引渡日の様子



米軍再編の概要と沖縄防衛局の取り組みについて(2019年2月沖縄防衛局)を加工し作成

「がじゃんびら通信」の内容及び那覇軍港の跡地利用に関するお問い合わせ・ご相談は下記までお尋ねください。
※今年度から那覇軍港の跡地利用の担当課が技術部門の「まちなみ共創部技術総務課」へ変わりました（昨年度「平和交流・男女参画課」）。

那覇市 まちなみ共創部 技術総務課 那覇軍港跡地利用推進室 担当：安里・石嶺

TEL：098-861-6906 FAX：098-917-1382

「がじゃんびら通信」バックナンバー



那覇軍港のまちづくりを 考える次世代の会

の

今年度の活動について

R6

那覇市は、那覇軍港（那覇港湾施設）返還後の跡地利用に向けた取り組みを進めるとともに、地権者等との合意形成活動を進めております。合意形成活動においては、那覇市の取組事業として「那覇軍港地権者等合意形成活動業務」を実施しています。

その中で、次代を担う若い世代の参加による継続した活動体制づくりと将来の人材育成を目的として平成25年度に発足した“次世代の会”において、跡地利用に関する意見交換や検討を行ってまいりました。

令和6年度の活動内容

開催日	内容
①定例会 (R6.11.14) 終了しました。	<ul style="list-style-type: none"> ◆今年度の活動について ◆これまでの活動や検討内容の振り返り ◆フィールドワークについて ◆地主会理事会との合同意見交換会について
②定例会 (R7.01.下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ◆フィールドワークの開催 (西普天住宅地区を視察します。)
③定例会 (R7.02.06)	<ul style="list-style-type: none"> ◆これまでの活動や検討内容の振り返り ◆今後の検討テーマについて ◆意見交換会の議題案について
④意見交換会 (R7.03.月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地主会理事会との合同意見交換会 (意見交換会テーマは、今後調整します。)

那覇軍港のまちづくりを考える次世代の会とは？

『発足した経緯』

- ◆長期にわたる返還に向けた活動を行う上で地主の皆さまが取り組む活動を途切れさせることがないよう、若い世代の人材育成や若い世代を対象とした組織を通じて知識の習得等を図り、将来に希望が持てる跡地利用の実現に向けて、地主になる前の早い段階から将来のまちづくりを考えていくことを目的に発足しました。



『主な活動方針』

- ◆定期的な勉強会の開催
- ◆跡地利用に関する知識の習得及び意見の検討
- ◆先進地視察や他組織との意見交換の実施

jiSEDA
那覇軍港のまちづくりを考える次世代の会